



第四回 中国国際消費品博覧会

ジャパン・パビリオン (ライフスタイル分野) 出品案内書

2024年1月

会期：2024年4月13日（土）～18日（木）

会場：海南省海口市 海南国際会展中心（中国・海南省）

募集締切：2024年2月5日（月）日本時間12:00



※全体運営等について主催・運営機関から変更の要請・指示があった場合、ジェトロは出品案内書に記載の内容を変更させていただく可能性があります。

■ はじめに

中国政府は海南省における貿易・投資の自由化を進め、高水準の自由貿易港の実現を目指しています。その一環として、昨年4月に開催された「第三回中国国際消費品博覧会」に続き、2024年4月に「第四回中国国際消費品博覧会」（会期：4月13日～18日、於：海南国際会展中心（海南省海口市））が開催されることとなりました。

今回、ジェット口は同博覧会「国際総合」エリアに、ライフスタイル分野を対象としたジャパン・パビリオンを設置します。今回は日本のデザイン・日用品雑貨、化粧品等のライフスタイル分野では22社が参加し、幅広い品揃えで、現在「消費促進」が強化されている中国市場において、特に海南島の免税品市場や観光客の多いサービス業に向け日本の商品を大々的にアピールし、活発な商談が行われました。全体では65カ国・地域より3,382社が出展、約5万人のバイヤーを含む延べ約32万人が来場しました。

海南省では2025年全島免税政策に向けて着々と準備しており、離島免税等の各施策や大型免税店の建設、積極的な企業誘致が進められています。また国内移動が簡便となり、海南省への免税品ショッピングを目的とした国内旅行の人気も依然として高い状況にあります。高級品、輸入品を求める中国バイヤーと効率的に出会えるチャンスです。日本の安心、安全といった商品を紹介する場として、ご活用いただきたく皆様にご案内申し上げます。

尚、本ジャパン・パビリオンへの出品は、日本・中国間の渡航規制に関わらず、準備日及び会期の全日程で会場の自社ブースに常駐できる企業（①中国に現地法人、代理店又は代理人等を有している企業等、②日本から担当者が渡航できる企業）に限ります。中国を訪れる日本人に対しては現在短期のビザ免除措置が停止されています。渡航にあたってのビザが必要な場合は、出品者ご自身でビザを取得いただく必要がございますのでご注意ください。

1. 第四回 中国国際消費品博覧会 概要

名称	第四回 中国国際消費品博覧会
会期	2024年4月13日（土）～18日（木）（会期6日間）
会場	海南省海口市 海南国際会展中心（中国・海口市）
主催・運営 機関	中国商務部、海南省人民政府 中国商務部外貿發展局、海南国際經濟發展局
規模	12万平方メートル（昨年実績）
対象業種・ 分野	1Hall ライフスタイル & アウトドア、サービス業 2Hall 宝飾品 3Hall 食品・酒類 4Hall ファッション・生活、国際総合エリア 5Hall ファッション・生活 6Hall 越境 EC、各省・市・自治区エリア 7Hall 各省・市・自治区エリア 8Hall 国産 高品質製品、各省・市・自治区エリア
来場者	バイヤー、政府関係者など
URL	https://www.hainanexpo.org.cn/ （中国語）※第四回目の情報に更新中 https://www.hainanexpo.org.cn/portal_en/index/index （英語）

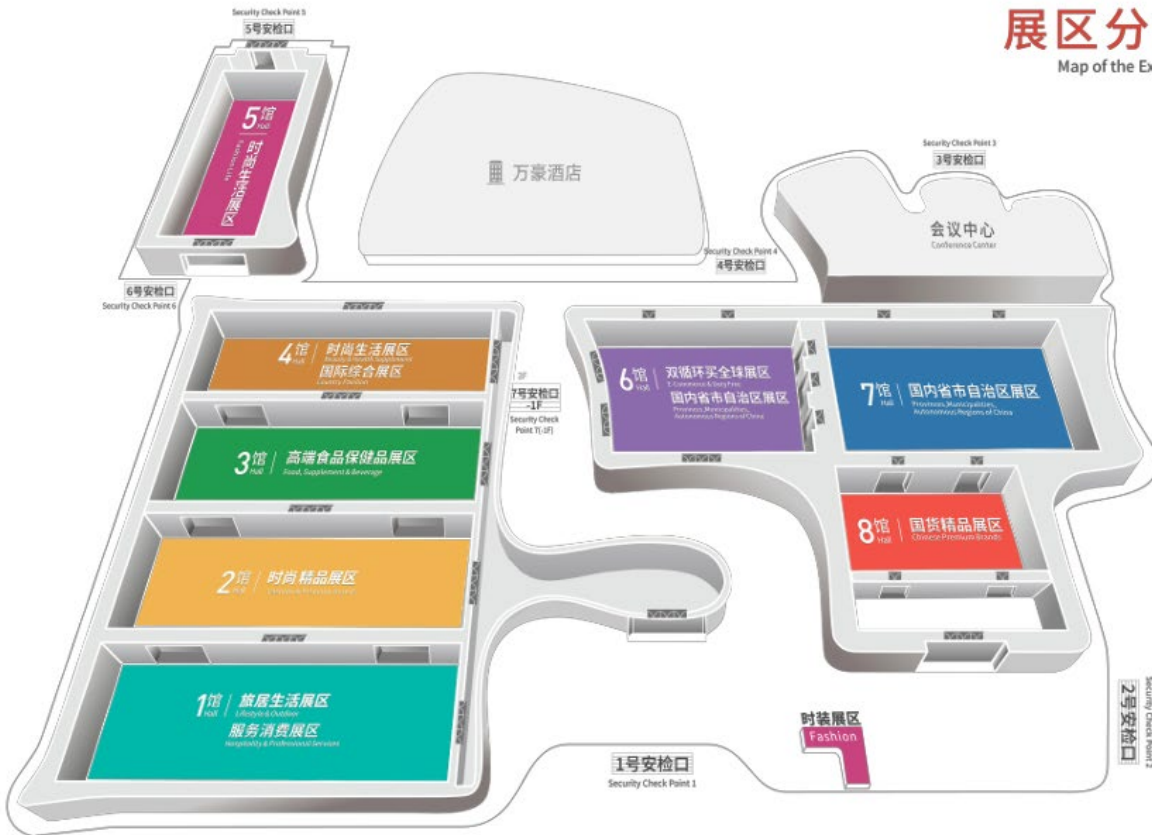
※2024年1月時点での情報となりますので、主催・運営機関によって変更の可能性があります。

2. 各分野の概要

Hall	分野	出品物
1Hall	サービス業・ ライフスタイル&アウトドア	新エネ車、コネクティッドカー、高級車、電子製品、ヘリコプター、ドローン、セーリング、ヨット、ゴルフ、他スポーツ用品、アウトドア、IT、電子ゲーム機器、物流・金融・法律コンサルティング、医療健康、文化、教育、観光、商業リテール、不動産、越境EC、検疫検査等
2Hall	宝飾品	ダイヤモンド、彩色宝石、パール、黄金、プラチナなどのジュエリー、時計、服飾、靴、靴等
3Hall	食品	飲料、酒類、燕の巣、健康食品、ハラルフード、乳製品、肉製品、果物野菜等
4Hall	国際総合エリア	ナショナル・パビリオン等
4Hall・5Hall	ファッション・生活	高級ブランド品、化粧品、衣料品、靴、カバン、時計、宝石等
6Hall	免税店展示	免税店、越境 EC

展区分布图

Map of the Exhibition Area



(参考) 第三回中国国际消费品博览会

(出所) 中国国际消费品博览会公式ウェブページの発表 (2023年4月時点)

※2024年1月8日時点で第四回中国国际消费品博览会のフロアプランは公開されておりません。今後、主催・運営機関によって変更の可能性があります。

3. ジャパン・パビリオン概要

出品ホール：4号館・国際総合エリア

出品規模(予定)：250㎡

募集企業：20社程度 (予定)

出品対象：日本の高品質・高機能なライフスタイル分野の商材

(例) 高級ブランド品、美容・化粧品、アパレル・ファッション雑貨、ハイブランド生活雑貨、ジュエリー、工芸品、インテリア、ホームウェア、キッチン用品、アウトドア用品、ギフト用品、ペット用品、ベビー・キッズ・マタニティ用品、健康機器・高齢者用品等

4. 出品者の要件

- ①日本で法人資格を有する企業、業界団体など。
- ②準備日及び会期の全日程で会場の自社ブースに常駐できる企業（中国に現地法人、代理店又は代理人等を有している企業等、または日本から担当者が渡航できる企業に限る。会期中の撤収は不可）。なお、現地法人または現地代理店は、出品ブランドの商談の権限がある者であること（委任を受けた者を含む）。
- ③中国への海外ビジネス展開に意欲があること。
- ④本展示会の趣旨に賛同すること。
- ⑤海外販路拡大のため、海外企業との商取引を目的とした商談が主な参加理由であること(市場調査のみが目的の参加は不可)。
- ⑥商談に必要となる相応の準備ができること。また、会期後も商談および輸出に関与できる担当者があること（中国語または英語で商談ができること。中国語が望ましい）。
- ⑦日本語または中国語で商談用資料（企業情報、商品情報など）を既に揃えており、ジェット口が求めた際には速やかに提出すること。まだ商談用資料が揃っていない場合には、本事業開始までに揃え、ジェット口が求めた際には速やかに提出すること。
- ⑧本事業にかかる書類の作成、問い合わせ等に迅速に対応できる担当者があること。
- ⑨出品料の支払いについて、日本国内のジェット口の指定口座への振込みが出来ること。
- ⑩「出品案内書」（本書）および「[海外見本市出品要綱](#)」の記載事項を了承していること。本案内書に記載されていない事項は、同要綱の定めに従うものとする。なお、本案内書と同要綱に矛盾がある場合には、本案内書の記載内容を優先する。
- ⑪現地代理店/代理人参加の場合、出品商品のブランド主から**書面にて**展示会参加・代理商談・ブランド名/ロゴの提出について了承を得ていること。
- ⑫ジェット口及び展示会主催・運営機関が出品者として適当であると承認した者であること。
- ⑬ジェット口が実施するアンケートに回答すること（会期中、会期後）。
※輸出実績、商談件数、成約（見込み）件数、成約（見込み）金額など
- ⑭展示会主催・運営機関の定める展示会参加要項に従い準備・出品ができること。
- ⑮展示会主催・運営機関が求める提出書類を事前に準備できること。

5. 出品物の要件

- ①「出品対象」(p.4)の出品物に製品・サービスが合致していること。
- ②日本ブランドの製品・技術・サービス等を展示すること。
- ③必要に応じて、輸出検査証明書等の提示が可能であること。
- ④メーカー(ブランドホルダー)による直接参加、またはメーカーから商談会参加に係る書面での委任を受け、バイヤーに対して販売授權書を発行できる商品であること。
- ⑤あらかじめブランド名称(商品名)が中国において商標登録済み(または既に商標登録申請中)であること。※他社が商標を取得している場合(冒認登録を含む)は出品対象とする事ができませんのであらかじめご了承ください。
- ⑥中国で輸入可能な商品、かつ輸送会社が取り扱える商品であること。

6. 出品形態・出品料（不課税）

出品形態	中堅・中小企業料金	一般料金
標準ブース（統一装飾デザイン） 1小間(9㎡) あたり	320,000円	480,000円

※1小間あたりの面積は主催・運営機関提示のスペース位置、大きさ、申込者数によって調整させていただきますので、確定しましたら確定面積を別途お知らせします。

※1小間：9㎡（間口3m×奥行3m）予定。



（ご参考）2023年4月開催 中国国際消費品博覧会ジャパン・パビリオンの様子

◆留意事項

※出品料の支払いは、日本国内のジェトロの指定口座への振込みでお願いします。これ以外の方法は受け付けられません。

※請求書発行からお支払い期限までの期間が短くなる場合があります。

※1社あたりの申込小間数の上限は1小間とさせていただきます

（団体申し込みの場合、申込前にジェトロ担当者(p.12)までお問い合わせください）。

※中小企業料金の定義については、次頁をご覧ください。出品申込者が日本の中小企業であること、及び出品者名を日本の中小企業名とすることが必要です。中小企業料金適用にあたっては、現地法人での出品申込は不可です。連絡先・現場対応者として現地法人・代理店の登録は可能です。

※お申込み状況やスペースの都合により、ジェトロにて1社・団体あたりの小間数・面積を調整させていただく場合があります。

◆中堅・中小企業の定義

中堅・中小企業料金（費用補助）は、中堅企業および中小企業を対象とします。それぞれの定義は次のとおりです。

（１）中小企業の定義

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※常時使用する従業員の数には、事業主、役員の数、臨時の従業員を含みません。

※法人格のない個人事業者によるお申し込みについても、同様に判断します。

※詳細については、中小企業庁のホームページにてご確認ください。

(<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

（２）中堅企業の定義

上記の中小企業者以外のもののうち、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社であって、応募日において確定済の直近決算の売上高が1,000億円未満又は常用雇用者1,000人未満の者。

ただし、次に該当する者は対象外とします。

- ① 資本金又は出資金が5億円以上の単独の法人に、直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。
- ② 確定している（申告済みの）直近過去3事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。

7. 出品料に含まれるサービス

- ✓ 展示スペース 9㎡ (予定)
- ✓ 統一デザインによる基本装飾 (一定量の電気代およびその工事費を含む)
- ✓ 基本装飾付属備品 (予定・配置図参照)
- ✓ ジャパン・パビリオン出品者カタログの作成・掲載
- ✓ ジェトロが日本および中国で行うイベントでの事前広報

※ブースの施工・装飾はジェトロが行い、出品物等の展示・陳列は出品者の経費負担となります。

ブースイメージ



小間外観



基本装飾付属備品配置図 (イメージ)

8. 出品料に含まれないサービス

- ✓ 出品物調達費
- ✓ 基本装飾以外の装飾、追加レンタル備品に掛かる経費、追加電源等にかかる経費 (標準ブース)
- ✓ 品物にかかる輸送関連経費、関税および消費税等
- ✓ 渡航費 (航空賃、宿泊代)、旅行傷害保険料
- ✓ ホテル～会場の移動交通費
- ✓ 食費等の個人的な経費
- ✓ 専有のアシスタント、通訳等に関わる経費
- ✓ その他「出品料に含まれるサービス」に定める以外の経費

◆ジェトロ・メンバーズ(JM)特別料金

ジェトロ・メンバーズ (JM) には、会員特別料金として出品料の10%を割引します。但し、以下を条件とします。

- ①割引料金は会員1口につき年会費70,000円 (税抜) を年間割引の上限とします。
- ②割引は日本国内からジェトロ・メンバーズとして登録された法人・団体名でお申し込みいただいた場合に限りです。
- ③キャンセル料にJM割引は利用できません。JM割引を利用したにも関わらず、出品をキャンセルした場合には、キャンセル時期によっては追加の支払いが発生する可能性があります。
- ④出品料請求後にジェトロ・メンバーズに加入された場合は上記割引の対象外となります。まだジェトロ・メンバーズに加入されていない皆様は、この機会に入会をご検討ください。

【お申し込み・詳細はこちら】 <https://www.jetro.go.jp/members/memberservice/>

9. お申し込みの流れ

イベントページ

▶ <http://www.jetro.go.jp/events/odc/e4c2102d7b60dbab.html>

※お申込み状況によっては、締切日前でも募集を終了することがあります。

「出品案内書」（本書）および「[海外見本市要綱](#)」をよくお読みのうえ、**以下3つのSTEP全て**を申込締切までに完了させてください。

申込締切：2024年2月5日（月） 日本時間 12:00（STEP3 提出書類必着）

【STEP1】イベント申し込み

下記URLより本イベントにお申込みください。

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0065592D>

※初めてご利用の方はユーザー登録が必要となります。

【STEP2】企業情報・商品登録

貴社情報及び出品商品情報を下記フォームよりご登録ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/far/hainanexpo2024>

【STEP3】「出品申込書・承諾書」2部のご提出（郵送）

以下のURLより「出品申込書・承諾書」をダウンロードし、必要事項のご記入、代表者印を押印の上、2部とも下記宛先までお送りください。

<https://www.jetro.go.jp/newsletter/odc/2024/Kainan/shodaku.pdf>

〔宛先〕〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

ジェトロ 海外展開支援部 販路開拓課 ライフスタイル産業班 大東、山道、笹田、林宛

※記載方法等に不安がある場合は、PDF化したものを事前にEメール（MIB-QA@jetro.go.jp）に添付してお送りいただけましたら確認いたします。

ジェトロ（および主催者・運営機関）審査

審査後、お申込み企業全社に出品可否をご連絡いたします。

出品内定者へは「**出品申込書**」の承諾欄にジェトロが押印したものの1部と請求書を発行します。請求書に記載の出品料を必ず入金期限（**2024年3月14日（木）**）までにお振込みください。

※採択した時点で、正式な出品者として承認されます。

※期日までに出品料の入金がない場合、出品申込が取り消されたものとみなします。

※出品料振込に要する一切の手数料は出品申込者のご負担となります。

【キャンセル条項】出品者様のご都合によるお申込み後のキャンセルは、次の基準によってキャンセル料を請求いたします。支払い手続きによって生じる一切の手数料は出品取りやめ者様のご負担となります。

採択通知日以降：出品料の100%

出品料入金
(出品確定)

10. キャンセル規定

出品者の自己都合によりご出品を取消される場合は、捺印のある書面にてジェットロにお知らせください。キャンセル料の発生時期と金額については、下表をご参照ください。

キャンセル料発生日	キャンセル料
ジェットロからの採択通知日	出品料の100%

- 出品者の都合による出品辞退は、**ジェットロからの採択通知日より出品料合計の100%のキャンセル料が発生します**。また、お支払いが済んでいない場合でもキャンセル料がかかります。
- 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者の責めに帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェットロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。
- キャンセル料については、ジェットロ・メンバーズ割引を適用できません。

11. 今後の流れ（予定）

時期	内容
2024年2月5日（月） 12：00	オンライン登録(STEP1・2)および書類提出(STEP3)期限
2024年2月中旬～下旬	採択可否の通知（出品の内定） 注1） および請求書送付※
2024年3月14日（木）	出品料のお支払期限
2024年3～4月（予定）	主催・運営機関への各種書類提出、追加備品手配等の出展準備
2024年4月13日（土）～18日（木）	会期

※今回請求書発行からお支払い期限まで日数が非常に短くなる見込みです。

※会期前の設営スケジュール等につきましては改めてご案内いたします。

注1) 出品審査

- 本事業の趣旨、お申し込み資格・条件、対象分野に合致しているか、海外販路開拓を行うための体制が整っているかを確認させていただきます。
 - ※ STEP 2 でご登録頂いた内容を基に審査を行います。
- 審査結果の理由についてはお答えしかねますので、あらかじめご了承ください。
- 審査後は、合否にかかわらずすべての申込者へ結果をメールで通知します。
- 申込者多数の場合は、在中国で販路開拓を行う専門家やバイヤーの評価等を参考に、出品対象商品の絞込みを行う場合がありますので予めご了承ください。

◆ 宿泊について

現地、海南省海口市は期間中、宿泊施設の予約が取りにくくなることが予想されますので、各社にてお早目に準備されるようお願いいたします。

12. 注意事項

以下には重要な情報が記載されております。お申し込みの前に必ずご確認ください。

◆全体

- ✓ 出品申込書に記載された内容に変更がある場合、書面にてジェットロにご連絡願います。また、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、ジェットロおよび主催・運営機関はその内容によっては応じられない場合がございますので、予めご了承ください。
- ✓ 外国為替および外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に許可等を取得願います。（[経済産業省安全保障貿易管理課ホームページ](#)）
- ✓ ジェットロが成果把握等のために実施するアンケートには必ずご回答願います。（会期前後含む）
- ✓ 自社スペースの転貸、売買、交換、譲渡は出来ません。
- ✓ 搬入～会期～搬出の全日程を通じての会場アテンドをお願いします。展示会最終日の終了時刻以前の撤収は認められません。
- ✓ 中国を訪れる日本人に対しては現在短期のビザ免除措置が停止されています（2024年1月10日時点）。渡航にあたってのビザが必要な場合は、出品者ご自身でビザを取得いただく必要がございますのでご注意ください。なお、ビザの取得に必要な招聘状については、ご自身で手配いただくか、主催者からも発行可能です。後者については、ジェットロにて別途採択企業向けにご案内致します。
- ✓ 会場の諸規定や開催国・開催地の関係法令等を遵守することとします。
- ✓ 偽造品、不良品、知的財産権の権利侵害品の展示はできません。また、会場内で使用される展示物・映像・音楽は、著作権を侵害しないようにしてください。展示・実演で音楽の演奏・オーディオ・ビデオの録音物を再生する場合は、著作権に対する処理手続きが必要です。※自社で権利を持つものや、既に権利処理済のものは問題ありません。
- ✓ ご提供頂いた個人情報は、事業実施のため、設計業者、施工業者、現地バイヤー、主催・運営機関等の事業関係者等に提供する場合があります。また、本展示会に関するプレスリリース、ジェットロホームページ、主催・運営機関運営オンラインサイト等において企業情報や出品物の情報等が公開される場合があります。
- ✓ 輸出に際しての特許・知的財産については事前にご確認ください。
- ✓ 出品物は国内法令および現地法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回または今後のご出品をお断りすることもあります。
- ✓ 全体運営等について主催・運営機関から変更の要請・指示があった場合は、ジェットロは出品案内書に記載の内容を変更させていただく可能性があります。
- ✓ 現地への出品物の輸送、展示会場内の搬出入は全て出品者の責任において実施願います。

◆ジャパン・パビリオン

- ✓ ジェットロが出品者として適当であると承認することを要件とします。
- ✓ 申込状況、全体スペースの関係から、ジェットロにて1社あたり小間数・大きさ等を調整させていただく場合があります。
- ✓ 1社あたりの出品の申込単位は1小間とします。※**団体申し込みの場合、申込前にジェットロに事前にお問い合わせください。**
- ✓ ジャパン・パビリオンへの出品に際しては、ジェットロにて審査を行います。また、主催・運営機関でも別途審査が行われる可能性があります。今回のお申し込みをもって出品決定するわけではございませんのでご了承ください。また、審査結果の詳細については回答出来かねますのでご了承ください。
- ✓ 「標準ブース」の装飾および施工はジェットロが行い、出品物の展示・陳列は出品者が行います。出品物の展示方法について、周囲ブースとの調和を過度に壊すとジェットロが判断した場合、ジェットロの指示に従っていただきます。
- ✓ 小間の位置は、出品規模、出品物、業種等を考慮し、確保できたスペース内で展示構成を配慮しつつ、ジェットロが決定します。位置決定に際して、ジェットロは出品者より一切の希望・要求を受け付けません。
- ✓ 出品料の振込みに要する一切の手数料は出品申込者のご負担となります。なお、支払額が請求額を下回り所定の期日までに差額の支払がない場合は、出品申込者による出品申し込みの取消とみなします。
- ✓ 出品にかかる規則は、「出品案内書」（本書）、ならびに「[海外見本市出品要綱](#)」によるものとします。本案内書と海外見本市出品要綱との間に相違がある場合には、本案内書の記載内容を優先します。
- ✓ 戦争、天災、政情不安、感染症等の不可抗力が発生した場合、また外交関係、経済関係等のやむを得ない事由からジェットロが展示会への参加が不適当もしくは不可能と判断した場合、参加を取りやめることがあります。ジェットロはこれによって生じるいかなる損害に対しても賠償責任を負いません。
- ✓ 展示装飾等、今後の準備の詳細については、別途ご案内予定です。
- ✓ 相応の理由なしにキャンセルされた場合や、実績報告書・アンケート・調査へご協力いただけない場合には、今後ジェットロが実施する事業の選定等において考慮されることとなります。

13. お問い合わせ先・申込書類提出先

ジェトロ 海外展開支援部 販路開拓課 ライフスタイル産業班

担当：大東、山道、笹田、林

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

E-mail：MIB-QA@jetro.go.jp 電話番号：03-3582-5015

URL：<http://www.jetro.go.jp/>

ご不明点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。
申込〆切までのお時間が短く恐れ入りますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【Japan Street】

Japan Street（以下、JS）はジェトロ招待バイヤー専用のカタログサイトです。貴社の商品を登録いただきますと世界中のバイヤーの目に触れることになり、商品に対する引き合いや商談依頼を受けることが可能となります。

～ご登録のメリット～

1. ジェトロが厳選した世界中のバイヤーと出会う機会に繋がります。
2. ご登録から商談日程調整まで、ジェトロによる無料サポートを受けることができます。
3. 商談日程調整など海外バイヤーとのやり取りはジェトロが代行いたします。

* 詳細・登録はこちら⇒ https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

* お問い合わせはこちら⇒ https://www.jetro.go.jp/form5/pub/dnb/js_inquiry

【China Japan Street】

中国向けの販路開拓に注力される企業様向けに、China Japan Street（中国語名「JETRO日本商務館」、以下CJS）を運用しております。CJSは、Wechatのミニプログラムを使ったBtoB専用マッチングプラットフォームでCJS上に掲載された企業/商品情報に興味を示したバイヤーさまの引き合い情報をジェトロが各企業様にお届けする仕組みです。以下の資料の中のQRコードよりCJSの商品掲載ページにアクセスできますのでぜひご活用ください。

※アクセスにはWechatアプリのダウンロードが必要です。

※CJSに登録するためには、上記JSへの登録が必要です。

* China Japan Streetの詳細

⇒ [https://www.jetro.go.jp/newsletter/shanghai/2023/CJS/JETRO_ChinaJapanStreet\(CJS\)_ChineseFormGuide_2023.pdf](https://www.jetro.go.jp/newsletter/shanghai/2023/CJS/JETRO_ChinaJapanStreet(CJS)_ChineseFormGuide_2023.pdf)

* お問い合わせはこちら

ジェトロ上海事務所 China Japan Street事務局

担当：佐藤 azusa_sato@jetro.go.jp

張俊俊 junjun_zhang@jetro.go.jp

【新規輸出1万者支援プログラム】

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。ジェトロでは新たに輸出に挑戦する企業に対し個別のコンサルティングを通じて、適切な支援策を提案します。

* 詳細はこちら ⇒ <https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

※輸出経験のある企業も対象になります。

【貿易実務オンライン講座】 ※有料講座

国内取引と比べ、チャンスは大きいものの、リスクも非常に大きいのが海外との取引です。リスクを回避し、海外との取引を成功させるためには、貿易の流れや実務（マーケティング、輸出入規制、契約交渉、貿易条件、船舶手配、保険付保、決済方法、貿易金融、通関、クレーム対応など）、取引の際に締結する英文契約についてなど、さまざまな知識やノウハウが必要不可欠です。「貿易実務オンライン講座」は、長年、海外ビジネスに関する相談に応じているジェトロが、そのノウハウを活かし、海外取引に欠かせない知識を体系的に、分かりやすく学んでいただけるよう開発した講座です。企業の社員研修のメニューとして、キャリアアップや資格試験対策として、さまざまな用途にお役立ていただけます。

* 詳細はこちら

<https://www.jetro.go.jp/elearning/>